

平成23年3月9日

都道府県協会・関係団体 御中
ブロック審判長・都道府県審判長 殿
ブロック競技部長・都道府県競技部長 殿

社団法人 日本ホッケー協会
技術委員会 委員長 西田 範次
競技部 部長 杉原 広
(公印省略)

平成23年度 運営規定について（通知）

早春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より技術委員会の諸事業に対しまして、格別のご協力を賜り深く感謝いたしております。

さて、運営規定の修正と給水タイムについて下記の通りお知らせいたします。 つきましては、貴協会・貴団体の傘下チームや役員各位に対しまして、運営規定の修正と給水タイムの取り扱いについて周知していただき、本年度の大会が円滑に実施されますように、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 運営規定の修正

① 項目22「その他」(5)(ア)(修正)

(5) 大会期間中及び試合中における著しく不当な行為への懲戒

(ア) 試合中は、競技規則P44-14の個人に対する罰則に準ずる。

下線部のように修正してください。

2. 給水タイムについて

昨年度、「暑熱下における高校生以下の大会において」給水タイムが設けられました。

平成23年度においては、「年齢如何に関わらず TD判断の下で給水タイムを設定しても良い」とします。

実施方法につきましては、別紙資料の「暑熱下における試合での飲水について（方法と留意点）」をご参照ください。

担当者：競技部副部長 一ノ瀬元史（競技運営規定担当責任者）hrk_ichinose@yahoo.co.jp

*何かありましたら、上記担当責任者までご連絡下さい。